

線状降水帯の機構解明及び予測技術向上に資する研究の推進に関する協定書
における協定データの取り扱いについて

気象研究所

線状降水帯の機構解明及び予測技術向上に資する研究の推進に関する協定書（以下「本協定」）に基づき得られたデータ及び本協定に対し提供されたデータの取り扱いについては、下記のとおりとする。なお、本協定第2条にて定義づけられた用語は、下記にも適用する。

1. 協定参加者は、協定データを、本協定の目的遂行のために利用し、これ以外の目的で利用しない。
2. 気象研究所長は、自らに対し提供された協定データについて、提供者が定める利用条件に従い適切に管理する。
3. 気象研究所長は、協定データを、利用条件の範囲外で、提供者以外の協定参加者に使用させない。
4. 気象研究所長は、協定データを、利用条件の範囲外で、第三者（提供者以外の協定参加者を除く）に対し、開示若しくは漏洩、又は使用させない。
5. 協定参加者は、協定データについて不備等があることを確認した場合については、そのデータの提供者へ通知する。また、提供者は協定参加者へその詳細を通知するものとする。
6. 気象研究所長は、非公開とすべきと判断したもの除き、協定データの項目名（協定データ提供時にデータ提供回答書に記載するデータ名称を指す。）を気象研究所ウェブサイト公開するものとする。
7. 本協定の有効期間終了後の協定データの取り扱いについては、終了時に別途協議する。